

預入期間延長型円仕組預金「プレーオフ」 募集要項

2015年2月27日作成

| | |
|---------------|--|
| 商品名 | 預入期間延長型円仕組預金「プレーオフ」 最長10年(フラット) |
| 募集期間 | 2015年2月28日 ~ 2015年3月9日 |
| 預入単位 | 10万円以上1円単位 |
| 延長の可能性 | この募集は最大で9回預入期間を延長する可能性があり、当社が全ての期間延長決定日において延長を決定した場合には最終的に満期日が2025年3月12日になる可能性があります。 |

| | 期間延長決定日 | 預入日(開始日) | 満期日 | 適用利率 ()内は税引後 |
|---------------|------------|------------|------------|--|
| 当初預入期間(1年) | | 2015年3月12日 | 2016年3月14日 | 年 0.5000 % (税引前) (年 0.39842500 %) |
| 第1回延長預入期間(1年) | 2016年3月10日 | 2016年3月14日 | 2017年3月13日 | 年 0.5000 % (税引前) (年 0.39842500 %) |
| 第2回延長預入期間(1年) | 2017年3月9日 | 2017年3月13日 | 2018年3月12日 | 年 0.5000 % (税引前) (年 0.39842500 %) |
| 第3回延長預入期間(1年) | 2018年3月8日 | 2018年3月12日 | 2019年3月12日 | 年 0.5000 % (税引前) (年 0.39842500 %) |
| 第4回延長預入期間(1年) | 2019年3月8日 | 2019年3月12日 | 2020年3月12日 | 年 0.5000 % (税引前) (年 0.39842500 %) |
| 第5回延長預入期間(1年) | 2020年3月10日 | 2020年3月12日 | 2021年3月12日 | 年 0.5000 % (税引前) (年 0.39842500 %) |
| 第6回延長預入期間(1年) | 2021年3月10日 | 2021年3月12日 | 2022年3月14日 | 年 0.5000 % (税引前) (年 0.39842500 %) |
| 第7回延長預入期間(1年) | 2022年3月10日 | 2022年3月14日 | 2023年3月13日 | 年 0.5000 % (税引前) (年 0.39842500 %) |
| 第8回延長預入期間(1年) | 2023年3月9日 | 2023年3月13日 | 2024年3月12日 | 年 0.5000 % (税引前) (年 0.39842500 %) |
| 第9回延長預入期間(1年) | 2024年3月8日 | 2024年3月12日 | 2025年3月12日 | 年 0.5000 % (税引前) (年 0.39842500 %) |

この預金は、預入期間の延長の可能性があり、当初の預入時点では最終的な預入期間は確定していません。預入期間の延長は、期間延長決定日到来の都度、当社で決定します。すなわち、当初の預入から最初に到来する期間延長決定日において、当社が、預入期間の延長を決定した場合には、預入期間が次回延長後満期日まで延長されることとなります(以後、期間延長決定日到来の都度、同様の取扱いとなります)。
お客さまは、この預金の預入期間の延長を任意に決定する権利を当社に付与することとなります。(お客さまに、この預金の預入期間の延長を決定する権利はございません。)

この預金には元本保証があり、預金保険制度の対象となります。当社にお預入れいただいている他の預金保険の対象となる預金と合算して、元本合計1,000万円までと保険事故発生日までの利息が保護されます。ただし、この預金の利息等については、お預入れ時(延長預入期間開始後は直近の延長預入期間開始時)における円定期預金(当該預入期間と同一の預入期間および金額)の金利までが預金保険の対象となり、それを超える部分は預金保険の対象外となります。

経済情勢の変動等により、個々の期間延長決定日における次回延長預入期間の実際の市場金利が、当初の預入時に決定した該当預入期間の適用利率よりも高い場合、満期日が延長される可能性が高くなります。従いまして、預入期間の延長が行われた場合、お客さまは、この預金に預け入れいただいた資金を、預入時に決定した該当預入期間の適用利率よりも高い市場金利で運用する機会を失うこととなります。

住信SBIネット銀行

逆に、個々の期間延長決定日における次回延長預入期間の実際の市場金利が、当初の預入時に決定した該当預入期間の適用利率よりも低い場合、満期日が延長される可能性が低くなります。この場合、お客さまは、この預金に預け入れいただいた資金を、預入時に決定した該当預入期間の適用利率での運用はできなくなります。なお、この預金の個々の期間延長の決定に際しては、「将来における金利の変動性」や「当社の資金調達環境」なども判断要素となりますので、上記の記述が当てはまらない場合もあります。

この預金は、当初預入期間の他、個々の延長預入期間を含めて、原則として中途解約はできません。ただし、当社がやむを得ないものと認めてこの預金の中途解約に応じる場合には、中途解約に伴う調整金をお客さまにご負担いただきます。お客さまにご負担いただく調整金の額は、中途解約時の市場実勢に応じて変動しますので、預入時点では確定していません。また、中途解約時の市場実勢によっては、この預金は、大きく元本割れする可能性があります。

利息の受取方法は、以下の通りです。

< 2011年12月20日預入分までの取扱い >

* 元金の払戻しとなる最終満期日に代表口座円普通預金に一括して振替えます。

* 預入期間が延長となった場合には、直後に到来する当初満期日または延長後満期日に利息の支払はありません。

< 2011年12月21日以降の預入分からの取扱い >

* 当初満期日および各延長後満期日に、各預入期間にかかる利息を代表口座円普通預金に入金することにより支払います。

募集の都度、以下の各利率を設定し、当該期間に適用します。

当初預入期間の適用利率... 預入日から当初満期日の前日までに適用される利率。

各延長預入期間の適用利率... 前回の満期日(今回の開始日)から各延長後満期日の前日までに適用される利率。

個人のお客さまは、2013年1月1日～2037年12月31日までに受け取る利息に対して復興特別所得税が追加課税され、20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税率により源泉徴収されます(源泉分離課税)。マル優のお取扱いはありません。

詳しくは契約締結前交付書面をご確認ください。